

テレワーカーの



強い味方になりませんか？

今、身近な地域で手軽にテレワークができる場所が求められています。

空きスペースや空き時間を活用して、テレワークコーナーをはじめませんか？



令和3年度支給決定事業者

空き時間を活用！



株式会社ふたご麦麦公社

空き時間を活用して地域に貢献！



空きスペースを活用！

株式会社 especia

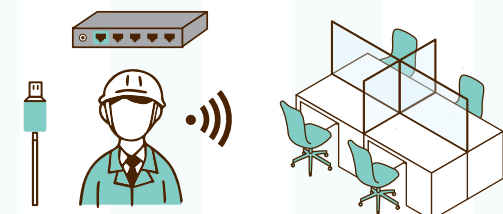
空きスペースを活用して新しい利用者を獲得！

都内の飲食店や商業施設等に、地域の方がテレワークを実施するための、**共用型**のテレワークコーナーを設置する費用を助成します。

小規模テレワークコーナー 設置促進助成金

助成対象

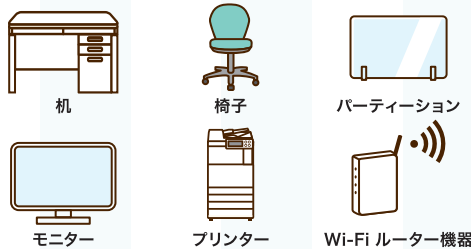
工事請負費



電気設備、通信設備工事費 パーティション等の設置費

消耗品費

以下に掲げるもので、税込み単価10万円未満のものに限ります。



机 椅子 パーティション
モニター プリンター Wi-Fi ルーター機器

申請の流れ ※助成金申請には事前エントリーが必要です

事前エントリー

令和4年 5/9(月)~11/30(水)
17時00分受付分まで有効

事業実施

令和4年 12/31(土)までに
設置・営業開始

助成金申請

郵送 令和4年 6/1(水)~ 令和5年 1/31(火)
電子申請 令和4年 7/1(金)~ 令和5年 1/31(火)

※その他にも要件あり。すべての要件を満たしていない場合には助成対象外となります。

申請書類受付・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

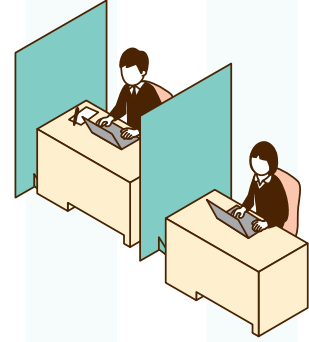
TEL:03-5211-1756 (受付時間:平日9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html>

申請締切
令和5年
1月31日(火)

助成金の概要

東京都内の地域の飲食店や商業施設等に小規模テレワークコーナーを設置する都内中小企業等が、事前エントリーへの応募を行った日以後に、新たに取り組む事業（発注・契約等を含む）かつ令和4年12月31日（土）までにテレワークコーナーの営業を開始し、支給申請日までに支払いを終えた経費が対象です。



助成金の上限	助成率
50万円	2分の1

- ※1 助成対象経費（税抜き）に助成率（1/2）を乗じて助成金額を算出します。
- ※2 算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。
- ※3 助成対象経費の各科目の助成金の上限は30万円となります。
- ※4 テレワークコーナーを設置する施設は都内の区市町村部にあるものに限りです。
- ※5 本助成金のテレワークコーナーとは、自社や自社グループの社員のみが利用するものではなく、一般の方（他社の社員等）が利用できる「共用型」テレワークコーナーを指します。
（自社・グループ社員のみが利用するような利用者が限定されているものは助成対象外となります。）
- ※6 東京都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度及び「テレワーク推進リーダー」制度に登録していること。
- ※7 所管特定行政庁に、小規模テレワークコーナーを設置することについて、用途に関する事前相談を行い、問題がないことを確認していること。

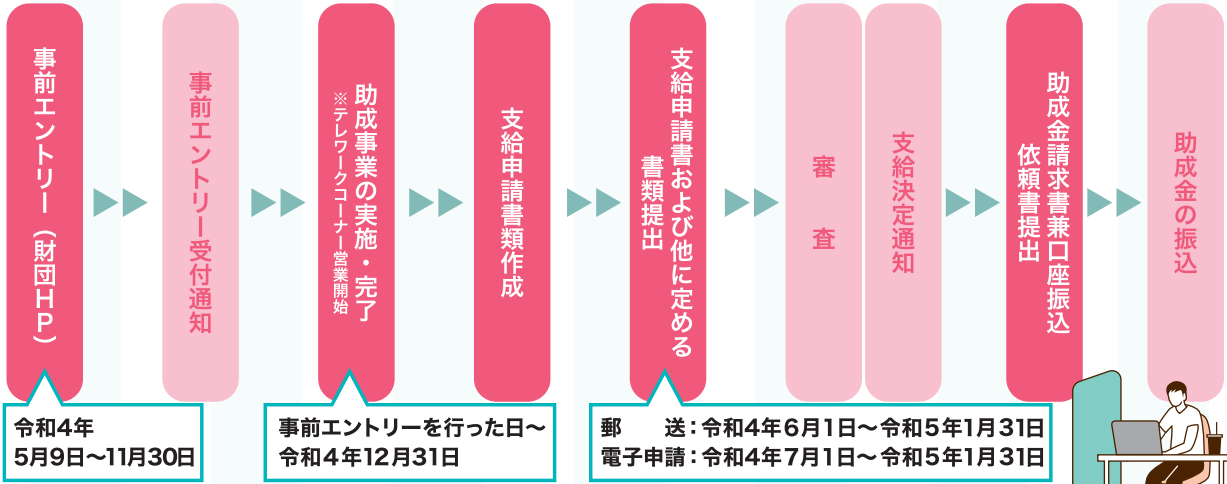
助成対象事業者の要件

常時雇用する労働者の数が300人以下の企業であること。※その他要件あり



助成事業の流れ

※ **■** の部分は助成対象事業者が実施する部分です。



助成金申請受付期間

申請書類提出期間

郵送：令和4年6月1日（水）から令和5年1月31日（火）
電子申請：令和4年7月1日（金）から令和5年1月31日（火）

申請方法

郵送またはJグランツによる電子申請
※来所による持参提出は一切受け付けできません。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。

申請にあたっては、当財団ホームページ記載の「募集要項」を必ずご確認ください。

募集要項・申請様式はこちら▶ [小規模テレワークコーナー設置促進助成金](#)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html>



リサイクル適性 **A**
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。